

幸町月極駐車場定期駐車要領

1. 定期駐車使用許可期間・解約手続きについて

定期駐車の使用について、許可する期間は月初日から月の末日までとします。ただし、翌月からは幸町月極駐車場管理者から許可の取消しがない限り、自動的に定期駐車場使用許可を更新することができます。

申込人が定期駐車解除を行う場合は使用される月の月末までに幸町月極駐車場管理者に解約のご連絡をお願いします。解約のご連絡がない場合は使用の有無にかかわらず駐車料金を徴収します。（電話連絡可）

2. 駐車場の閉鎖について

鳥取市の土地利用計画に基づき幸町月極駐車場を閉鎖する場合は、事前に連絡のうえ、使用許可を取消します。

3. 駐車料金のお支払いについて

駐車料金は口座振込によりご入金をお願いします。

駐車料金 5,500円(税込み) (振込手数料・・・個人負担)

振込先口座 鳥取銀行 本店 口座番号等は申込確定時にお知らせします。

* 鳥取銀行の口座をお持ちの方で口座振替手続きをご希望の方はお申し出ください。

* 今後、駐車料金を値上げする場合があります。ご了承ください。

4. 駐車場内での事故等の賠償について

駐車場に駐車する自動車及び当該自動車の積載物の滅失、損傷及び盗難については、管理者は賠償の責めを負いません。

5. 自動車保管場所使用承諾証明書(車庫証明)の発行について

申込人名義車両以外の証明はいたしません。使用期間については駐車料金を納められた月までとします。

6. その他

指定番号の区画内に駐車をお願いします。

住所、連絡先、車種等の変更があった場合は必ずご連絡下さい。